

地方独立行政法人静岡県立病院機構
物品の購入及び製造請負に係る競争契約入札心得書

(趣旨)

第1条 この心得は、物品の購入契約及び製造請負契約について、地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「法人」という。）が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札辞退)

第2条 指名競争入札に参加する指名の通知「入札執行について（通知）」（以下「指名通知」という。）を受けた者が入札参加を辞退しようとするときは、様式第1号により理由を記入した「入札辞退届」を指名通知に記載された期限までに必ず提出しなければならない。

(入札保証金)

第3条 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 公告又は指名通知に、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金に代わる担保)

第4条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 鉄道証券その他の政府の保証ある債券
- (4) 理事長（病院長）が確実と認める社債

2 前各号に掲げる担保の価値は、額面金額（発行価格が額面と異なるときは発行価格）の8割に相当する額とする。

(入札保証保険証券の提出)

第5条 入札参加者は、法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札の基本的事項)

第6条 入札参加者は、仕様書、設計書、図面及び見本その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、設計書、図面及び見本等について疑義があるときは、法人関係職員の説明を求めることができる。

(公正な入札の確保)

第6条の2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札)

第7条 入札書は、様式第2号により作成し、指名通知に示した日時及び場所において、提出しなければならない。

- 2 入札参加者は、代理人に入札させるときは、委任状を持参させなければならない。
- 3 第1項の規定については、郵送を認めない。

(入札書の書換等の禁止)

第8条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第9条 入札辞退等により指名競争入札に参加しようとする者が2人に満たない場合には、入札の執行を取りやめる。

- 2 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をなす等、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 3 開札前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(開札)

第10条 開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所において行う。

(入札の無効)

第11条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札保証金が所定の額に不足する者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (9) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (11) 同一事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第12条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、物品の製造請負の場合において、特に必要と認められてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第13条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 第11条第1号から第4号及び第8号から第11号までの規定に基づき無効とされた入札をした者は、再度入札に参加させることができない。

3 再度入札において入札参加を辞退しようとする者は、入札書に「辞退」の記入をし、入札時に入札箱へ投函すること。

(再度入札の入札保証金)

第14条 前条の規定により、再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第15条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者に、くじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない法人職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第16条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を入札者に直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

第17条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に、様式第3号により契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

2 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は、効力を失なう。

3 前項の場合において、入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約書作成の省略)

第18条 契約書の作成を省略する場合は、様式第4号に掲げる事項を記載した請書を徴する。

この場合においては、前条を準用する。

(契約の確定)

第19条 契約書を作成する契約にあっては、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。

(入札保証金の返還)

第20条 入札保証金（これに代わる担保を含む。）は、入札終了後、直ちに返還する。ただし、落札者に対しては当該契約を締結した際に返還する。

(契約保証金)

第21条 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 落札者が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- (2) 公告又は指名通知に契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(異議の申立)

第22条 入札した者は、入札後、この心得、仕様書、設計書、図面、見本及び契約書式についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(準用)

第23条 この規定は、随意契約について準用する。

附 則

この心得は、平成21年8月4日から施行する。

附 則

この心得は、平成23年9月1日から施行する。ただし、遅延利息率に係る規定は、平成23年10月1日以降に締結する契約に適用する。

附 則

この心得は、平成24年3月12日から施行する。

入 札 辞 退 届

年 月 日

品名及び数量

上記の入札を辞退します。

辞退理由

地方独立行政法人静岡県立病院機構理事長 様
(病 院 長)

住 所

商号又は
名 称

氏 名

(注) 入札を辞退するときは、遅くとも提出期限には到着するよう提出してください。

入 札 書

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

品 名	規 格	数 量	単 価	金 額

上記により、地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程及び物品の購入及び製造請負に係る競争契約入札心得書承諾の上、入札いたします。

年 月 日

住 所

商号又は名称
氏 名

印

代 理 人
氏 名

印

地方独立行政法人静岡県立病院機構理事長 様
(病 院 長)

物品売買契約書

物品の売買について地方独立行政法人静岡県立病院機構(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)との間に、次のとおり契約を締結する。

(契約の要領)

第1条 この契約の要領は、次のとおりとする。

(1) 品名、規格及び数量

品名	種類、形状、規格等	数量

(2) 売買代金

¥ 円
(うち消費税及び地方消費税額 円)

(3) 納入期限 年 月 日

(4) 納入場所

(5) 契約保証金 免除

(納入期限の延長)

第2条 乙は、天災その他自己の責めに帰することができない理由により納入期限までに納入することができないときは、その理由を明らかにした書面をもって、納入期限延長の申出をすることができる。

2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

(納入の通知)

第3条 乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知するものとする。

(検査及び引渡しの時期)

第4条 甲は、乙から物品の納入をした旨の通知を受けた日から14日以内に検査を行うものとする。

2 乙は、前項の検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 乙は、第1項の検査に合格しないものについては、遅滞なくこれを良品と取り替えなければならない。前条及び第1項の規定は、良品と取り替える場合について準用する。

4 検査に必要な費用及び検査の際の変質、消耗又はき損等の損害は、すべて乙の負担とする。

5 乙は、検査に合格したときは、遅滞なく物品を引渡さなければならない。

(危険負担)

第5条 前条第5項の引渡し前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、すべて乙の負担とする。

(担保負担)

第6条 乙は、納入物品の引渡し後1年間甲の正常な管理のもとに生じた故障又は発見された隠れたかしについて、無償修理又は取替え納入の責任を負うものとする。

(代金の支払時期)

第7条 甲は、第4条第5項の引渡しを受けた後、売買代金を甲が乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

2 甲は、その責めに帰すべき理由により、前項の期間内に売買代金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、契約日時点における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(納入遅延に対する違約金)

第8条 乙は、乙の責めに帰する理由により、納入期限内に物品を納入しない場合は、甲に対して違約金を支払うものとする。

2 前項の違約金の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該遅滞に係る物品の売買代金に対し、1日につき1,000分の1を乗じて得た額とする。

3 甲は、乙に対して支払金の債務があるときは、前項の違約金と相殺することができる。

(解除)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めるとき。
- (2) 前号のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的が達することができないと認めるとき。
- (3) 次のアからオのいずれかに該当したとき。

ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。（権

利義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、あらかじめ地方独立行政法人静岡県立病院機構理事長（病院長）の承認を受けた場合は、この限りでない。

(費用の負担)

第11条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

(協 議)

第12条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、これを定める。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲

乙

物品売買契約書

物品の売買について地方独立行政法人静岡県立病院機構(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)との間に、次のとおり契約を締結する。

(契約の要領)

第1条 この契約の要領は、次のとおりとする。

(1) 品名、規格及び数量

品名	種類、形状、規格等	数量

(2) 売買代金

¥ 円
(うち消費税及び地方消費税額 円)

(3) 納入期限 年 月 日

(4) 納入場所

(5) 契約保証金 免除

(納入期限の延長)

第2条 乙は、天災その他自己の責めに帰することができない理由により納入期限までに納入することができないときは、その理由を明らかにした書面をもって、納入期限延長の申出をすることができる。

2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

(納入の通知)

第3条 乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知するものとする。

(検査及び引渡し時期)

第4条 甲は、乙から物品の納入をした旨の通知を受けた日から14日以内に検査を行うものとする。

2 乙は、前項の検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 乙は、第1項の検査に合格しないものについては、遅滞なくこれを良品と取り替えなければならない。前条及び第1項の規定は、良品と取り替える場合について準用する。

4 検査に必要な費用及び検査の際の変質、消耗又はき損等の損害は、すべて乙の負担とする。

5 乙は、検査に合格したときは、遅滞なく物品を引渡ししなければならない。

(危険負担)

第5条 前条第5項の引渡し前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、すべて乙の負担とする。

(代金の支払時期)

第6条 甲は、第4条第5項の引渡しを受けた後、売買代金を甲が乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

2 甲は、その責めに帰すべき理由により、前項の期間内に売買代金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、契約日時点における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(納入遅延に対する違約金)

第7条 乙は、乙の責めに帰する理由により、納入期限内に物品を納入しない場合は、甲に対して違約金を支払うものとする。

2 前項の違約金の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該遅滞に係る物品の売買代金に対し、1日につき1,000分の1を乗じて得た額とする。

3 甲は、乙に対して支払金の債務があるときは、前項の違約金と相殺することができる。

(解除)

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めるとき。

(2) 前号のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的が達することができないと認めるとき。

(3) 次のアからオのいずれかに該当したとき。

ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。（権利義務の譲渡等の禁止）

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができな

い。ただし、あらかじめ地方独立行政法人静岡県立病院機構理事長（病院長）の承認を受けた場合は、この限りでない。

（費用の負担）

第10条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

（協 議）

第11条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、これを定める。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲

乙

製造請負契約書

収入印紙

注文者 地方独立行政法人静岡県立病院機構を甲とし、請負人 を乙として、
次のとおり請負契約を締結する。

（契約の要領）

第1条 この契約の要領は、次のとおりとする。

（1）品名、規格及び数量

品名	種類、形状、規格等	数量

（2）請負代金

¥ 円
（うち消費税及び地方消費税額 円）

（3）納入期限 年 月 日

（4）納入場所

（5）契約保証金

（誠実な履行）

第2条 乙は、仕様書及び甲の指示に基づいて、誠実に義務を履行するものとする。

（疑義等の決定）

第3条 仕様書に明らかにされていないもの、又は仕様書に疑義を生じたときは、甲乙協議して定め、支障のないようにするものとする。

（納入期限の延長）

第4条 乙は、天災その他自己の責めに帰することができない理由により納入期限までに納入することができないときは、その理由を明らかにした書面をもって、納入期限延長の申出をすることができる。

2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

（納入の通知）

第5条 乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知するものとする。

（検査及び引渡しの時期）

第6条 甲は、乙から物品の納入をした旨の通知を受けた日から14日以内に検査を行うものとする。

2 乙は、前項の検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 乙は、第1項の検査に合格しないものについては、遅滞なくこれを良品と取り替えなければならない。前条及び第1項の規定は、良品と取り替える場合について準用する。

4 検査に必要な費用及び検査の際の変質、消耗又はき損等の損害は、すべて乙の負担とする。

5 乙は、検査に合格したときは、遅滞なく物品を引渡さなければならない。

(危険負担)

第7条 前条第5項の引渡し前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、すべて乙の負担とする。

(担保負担)

第8条 乙は、納入物品の引渡し後1年間甲の正常な管理のもとに生じた故障又は発見された隠れたかしについて、無償修理又は取替え納入の責任を負うものとする。

(代金の支払時期)

第9条 甲は、第4条第5項の引渡しを受けた後、請負代金を甲が乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

2 甲は、その責めに帰すべき理由により、前項の期間内に請負代金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、契約日時点における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(納入遅延に対する違約金)

第10条 乙は、乙の責めに帰する理由により、納入期限内に物品を納入しない場合は、甲に対して違約金を支払うものとする。

2 前項の違約金の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該遅滞に係る物品の売買代金に対し、1日につき1,000分の1を乗じて得た額とする。

3 甲は、乙に対して支払金の債務があるときは、前項の違約金と相殺することができる。

(解除)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めるとき。

(2) 前号のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的が達することができないと認めるとき。

(3) 次のアからオのいずれかに該当したとき。

ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与してい

ると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。（権利義務の譲渡等の禁止）

（権利義務の譲渡等の禁止）

第12条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、あらかじめ地方独立行政法人静岡県立病院機構理事長（病院長）の承認を受けた場合は、この限りでない。

（費用の負担）

第13条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

（協 議）

第14条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、これを定める。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲

乙

印刷請負契約書

収入印紙

注文者 地方独立行政法人静岡県立病院機構を甲とし、請負人を乙として、次のとおり請負契約を締結する。

（契約の要領）

第1条 この契約の要領は、次のとおりとする。

（1）品名、規格及び数量

品名	種類、形状、規格等	数量

（2）請負代金 ￥
（うち消費税及び地方消費税額 円）

（3）納入期限 年 月 日

（4）納入場所

（5）契約保証金 免除

（誠実な履行）

第2条 乙は、仕様書及び甲の指示に基づいて、誠実に義務を履行するものとする。

（疑義等の決定）

第3条 仕様書に明らかにされていないもの、又は仕様書に疑義を生じたときは、甲乙協議して定め、支障のないようにするものとする。

（秘密の保持）

第4条 乙は、当該契約を履行するにあたり、作業上知り得た秘密を漏らしたりしてはならない。当該契約を履行した後もまた同様とする。

（秘密の保持の違反責任）

第5条 乙は、前条の秘密保持に関する規定に違反、又は違反の疑いがあると解される行為をした場合は、一切の責任を負うものとする。

（納入期限の延長）

第6条 乙は、天災その他自己の責めに帰することができない理由により納入期限までに納入することができないときは、その理由を明らかにした書面をもって、納入期限延長の申出をすることができる。

2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

（納入の通知）

第7条 乙は、製品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知するものとする。

（検査及び引渡しの時期）

第8条 甲は、乙から製品の納入をした旨の通知を受けた日から14日以内に検査を行うものとする。

2 乙は、前項の検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 乙は、第1項の検査によって、印刷が不鮮明又は印刷物として使用できないと認められるときは、再製の責任を負うものとする。この場合においては、前条及び第1項の規定を準用する。

4 検査に必要な費用及び検査の際の変質、消耗又はき損等の損害は、すべて乙の負担とする。

5 乙は、検査に合格したときは、遅延なく製品を引渡さなければならない。

(危険負担)

第9条 前条第5項の引渡し前に生じた製品の亡失、き損等の損害は、すべて乙の負担とする。

(代金の支払時期)

第10条 甲は、第8条第5項の引渡しを受けた後、請負代金を甲が乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

2 甲は、その責めに帰すべき理由により、前項の期間内に請負代金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、契約日時点における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(納入遅延に対する違約金)

第11条 乙は、乙の責めに帰する理由により、納入期限内に、製品を納入しない場合は、甲に対して違約金を支払うものとする。

2 前項の違約金の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該遅延に係る印刷の請負代金に対し、1日につき1,000分の1を乗じて得た額とする。

3 甲は、乙に対して支払金の債務があるときは、前項の違約金と相殺することができる。

(解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めるとき。

(2) 前号のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的が達することができないと認めるとき。

(3) 次のアからオのいずれかに該当したとき。

ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。（権利義務の譲渡等の禁止）

(権利義務の譲渡等の禁止)

第13条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、あらかじめ地方独立行政法人静岡県立病院機構理事長（病院長）の承認を受けた場合は、この限りでない。

(費用の負担)

第14条 この契約の締結に要する費用及び製品納入に要する費用は、乙の負担とする。

(協 議)

第15条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、これを定める。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲

乙

請 書

1 品名・規格 _____

2 数 量 _____

3 契 約 金 額 _____

(うち取り引きに係る消費税及び地方消費税額 円)

4 引 渡 場 所 _____

5 納 入 期 限 _____ 年 月 日 _____

上記物品の納入については、地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程並びに次の条項を遵守し、誠実に履行いたします。

年 月 日

住 所
商号または名称
氏 名 印

地方独立行政法人静岡県立病院機構理事長 様
(病 院 長)

- 1 納入者は、天災その他自己の責に帰することができない理由により、納入期限までに納入することができないときは、納入期限延長の申出をすることができる。ただし、この申出は納入期限内にしなければならない。
- 2 納入者は、物品を納入しようとするときは、その旨を地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下、「法人」という。）に通知し、法人（検査職員）は、納入者から物品の納入をした旨の通知を受けた日から14日以内に検査を行うものとする。
- 3 納入者は、検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 4 納入者は、検査に合格しないものについては、法人の指示に従い、良品と取り替えなければならない。
- 5 検査に必要な費用及び検査の際の変質、消耗又はき損等の損害は、すべて納入者の負担とする。
- 6 納入期限内に履行しないとき、又はこの請書から生ずる権利、義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供したときは、解約又は損害賠償の責任を負うものとする。ただし、あらかじめ法人理事長（病院長）の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 7 納入者は、納入物品の引渡し後1年間法人の正常な管理のもとに生じた故障又は発見された隠れたかしについて、無償修理又は取替え納入の責任を負うものとする。

請 書

1 品名・規格 _____

2 数 量 _____

3 契 約 金 額 _____

(うち取り引きに係る消費税及び地方消費税額 円)

4 引 渡 場 所 _____

5 納 入 期 限 _____ 年 月 日

上記物品の納入については、地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程並びに次の条項を遵守し、誠実に履行いたします。

年 月 日

住 所
商号または名称
氏 名 印

地方独立行政法人静岡県立病院機構理事長 様
(病 院 長)

- 1 納入者は、天災その他自己の責に帰することができない理由により、納入期限までに納入することができないときは、納入期限延長の申出をすることができる。ただし、この申出は納入期限内にしなければならない。
- 2 納入者は、物品を納入しようとするときは、その旨を地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下、「法人」という。）に通知し、法人（検査職員）は、納入者から物品の納入をした旨の通知を受けた日から14日以内に検査を行うものとする。
- 3 納入者は、検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 4 納入者は、検査に合格しないものについては、法人の指示に従い、良品と取り替えなければならない。
- 5 検査に必要な費用及び検査の際の変質、消耗又はき損等の損害は、すべて納入者の負担とする。
- 6 納入期限内に履行しないとき、又はこの請書から生ずる権利、義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供したときは、解約又は損害賠償の責任を負うものとする。ただし、あらかじめ法人理事長（病院長）の承認を受けた場合は、この限りでない。

請 書

(製造請負用)

収入印紙

1 品名・規格 _____

2 数 量 _____

3 契 約 金 額 _____

(うち取り引きに係る消費税及び地方消費税額 円)

4 引 渡 場 所 _____

5 納 入 期 限 _____ 年 月 日

上記物品の納入については、地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程並びに次の条項を遵守し、誠実に履行いたします。

年 月 日

住 所
商号または名称
氏 名 印

地方独立行政法人静岡県立病院機構理事長 様
(病 院 長)

- 1 納入者は、天災その他自己の責に帰することができない理由により、納入期限までに納入することができないときは、納入期限延長の申出をすることができる。ただし、この申出は納入期限内にしなければならない。
- 2 納入者は、物品を納入しようとするときは、その旨を地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下、「法人」という。）に通知し、法人（検査職員）は、納入者から物品の納入をした旨の通知を受けた日から14日以内に検査を行うものとする。
- 3 納入者は、検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 4 納入者は、検査に合格しないものについては、法人の指示に従い、良品と取り替えなければならない。
- 5 検査に必要な費用及び検査の際の変質、消耗又はき損等の損害は、すべて納入者の負担とする。
- 6 納入期限内に履行しないとき、又はこの請書から生ずる権利、義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供したときは、解約又は損害賠償の責任を負うものとする。ただし、あらかじめ法人理事長（病院長）の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 7 納入者は、納入物品の引渡し後1年間法人の正常な管理のもとに生じた故障又は発見された隠れたかしについて、無償修理又は取替え納入の責任を負うものとする。

請 書

(印刷請負用)

収入印紙

1 品名・規格 _____

2 数 量 _____

3 契 約 金 額 _____

(うち取り引きに係る消費税及び地方消費税額 円)

4 引 渡 場 所 _____

5 納 入 期 限 _____ 年 月 日

上記物品の納入については、地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程並びに次の条項を遵守し、誠実に履行いたします。

年 月 日

住 所
商号または名称
氏 名 印

地方独立行政法人静岡県立病院機構理事長 様
(病 院 長)

- 1 納入者は、天災その他自己の責に帰することができない理由により、納入期限までに納入することができないときは、納入期限延長の申出をすることができる。ただし、この申出は納入期限内にしなければならない。
- 2 納入者は、製品を納入しようとするときは、その旨を地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下、「法人」という。）に通知し、法人（検査職員）は、納入者から製品の納入をした旨の通知を受けた日から14日以内に検査を行うものとする。
- 3 納入者は、検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 4 納入者は、検査によって、印刷が不鮮明又は印刷物として使用できないと認められるときは、法人の指示に従い再製するものとする。
- 5 検査に必要な費用及び検査の際の変質、消耗又はき損等の損害は、すべて納入者の負担とする。
- 6 納入期限内に履行しないとき、又はこの請書から生ずる権利、義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供したときは、解約又は損害賠償の責任を負うものとする。
- 7 履行にあたり、作業上知り得た秘密を漏らしたりしてはならない。履行した後もまた同様とする。
- 8 秘密保持に関する規定に違反、又は違反の疑いがあると解される行為をした場合は、一切の責任を負うものとする。